

小沢映子後援会だより
⑧

四っ葉のクローバー

平成17年12月議会
一般質問

「地域で暮らす」を 当たり前前に

障害者自立支援法による改革

長女が今日（五月三十一日） 通い、学齢になると養護学校へ行く二十一歳になりました。二十一年 前、陣痛促進剤による事故からお腹の中で低酸素状態になった娘は、生活のすべてに介助の必要な最重度の障害を持つことになったのです。ほぼ寝たきりといってもいい娘ですが、毎日通所施設へ通って青春を謳歌しています。そして私は健康でいてくれることが何よりの親孝行だと思っています。

さて二十年前はというと、障害児だけの特別な療育をする園に



と、学齢になると養護学校へ行く二十一歳になりました。二十一年前、陣痛促進剤による事故からお腹の中で低酸素状態になった娘は、生活のすべてに介助の必要な最重度の障害を持つことになったのです。ほぼ寝たきりといってもいい娘ですが、毎日通所施設へ通って青春を謳歌しています。そして私は健康でいてくれることが何よりの親孝行だと思っています。

さて二十年前はというと、障害児だけの特別な療育をする園に

ただ過渡期であるだけに障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が十分整備されていないのが現状ですが、確実にサービスはできつつあります。介護保険と同じように市町村にさまざまな権限が降りてきました。市町村のやる気次第で格差がつく時代の到来です。どんなに障害が重くても

「地域で暮らす」を
当たり前前に

何て嬉しいことでしょう。高齢者ももちろんしかりです。

その実現のためには、さらなる知恵と工夫それにやる気が必要です。十七年十二月定例会の一般質問では、自立支援法施行を前に富士市の姿勢を七項目にわたっていただきました。



平成18年3月議会
一般質問

富士市での ハートビル法は



ビジネスホテル東横イ

平成八年、静岡県では

の社長が建物の増改築、駐
車場、付帯設備などについて、「福祉の街づくり条例」が施
各地で数多くの違反が指摘さ
れて、多くの批判とともに謝
罪したことは記憶に新しいと
思います。

平成六年「高齢者、身体

障害者等が円滑に利用できる
特定建築物の建築の促進に関
する法律（かなり長つたらし
い）別名ハートビル法が制定

平成十二年「交通バリアフ

リー法」平成十五年にハー

トビル法が改正されました。

展示場、百貨店等の不特定多
数の者が利用する建築物を建
築しようとする者は、出入り

年法の改正では、罰則規定が

できませんでした。そこで東横イン

口、廊下、階段、昇降機、ト
イレ等を高齢者や身体障害者

は今までと違って無視するこ

等が円滑に利用できるように
するための措置を講ずるよう
努めなければならぬと定め

とができなくなり（建築許可
が下りない）とりあえず従っ

ておいて、後でこつそり改修
する手立てを取ったのです。

学校はハートビル法の対象

になっていませんでした。（何

も配慮しなくても良かった）

十五年の改正ではホテルのよ

うに罰則規定の対象にはなり

ませんが、できるだけバリア

フリーにしましょうという努

力義務建築物の対象にはなり

ました。建設予定の吉商の体

育館や学校も災害の時の避難

場所になることから罰則規

定は無くとも、必ず設備を整

えるよう当局にただしました。

当局は前向きな返事をしまし

たが、公民館等既存の建物の

改修については、すぐ対応と

の明言は避けました。これか

らも、市当局に対応を迫って

いくつもりです。

6月定例議会の一般質問では「介護保険について」-本当に
安心して老後を迎えられるのか-というテーマで先進地域の
例を出しながら質問いたします。

詳しい日時は間近にならないと分かりませんが、是非、傍聴に
おいでください。内容については11月の市政報告会で詳しく、
または会報にてお伝えします。



平成18年3月議会

一般質問

共生・共育を

めざして！



富士市の地域福祉計画、障害者計画では、「やはりこれからの目指すべき社会は障害の有無にかかわらず、共に支えあえる共生社会だ」としています。

教育委員会に共生・共育についての考え方と、介助員制度の創設を求めて質問しました。しかし教育委員会側の歯切れのいい回答は無く、一般論に終始しました。これからも真のノーマライゼーションの実現のために継続して取り組んでいく覚悟です。

いまや「共生・共育」は、社会の基本理念として否定する余地はありません。

ところが、あいかかわらず教育現場では、その子のためだといって、分離をしています。「地域の普通学級に行きたいけど教育委員会や学校と関わらなければならない」といつて諦めて養護学校へ行く人も数多くいます。基本は地域の学校に入学する、しかし望めば養護学校・学級選択もできる、でなければなりません。地域の学級のなかでも必要な支援（介助員や専門家の巡回アドバイス等）があれば、クラスのお客さんになりません。兄弟や近所の友達といっしょの学校に行きたい。子ども本人も一番それを望んでいるのです。



スペインのサラマンカでし、教育の効果を高め、つい一九九四年ユネスコの「サラマンカ宣言」が、九十二カ国の政府と二十五の国際組織の間で採択されました。もちろん日本も採択しました。その内容は、「障害児をはじめとする特別な支援が必要な子どもたちは、子ども中心の通常の学級の場でなければならぬ。すべての子どもを含むんだ通常の学校こそ、差別をなくし、すべての人を喜んで受け入れる地域社会を作り上げ、インクルーシブ社会（差別や排除のないすべての人が含まれる社会）を築き上げ、すべての人のための教育を達成する最も効果的な手段である。さらにそれは、大多数の子どもに効果的な教育を提供

「わが国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会である」と述べられています。

静岡県では「障害のある児童生徒も、障害のない児童生徒も、居住する地域社会の中で、共に生活し支えあい育つとともに、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことを目指しています。」とあります。



17年度会計報告

	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
収 入	議員報酬	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	期末手当						1,100,000						1,300,000
	収入計	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	1,600,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	1,800,000
支 出	控除額	94,562	94,562	92,562	94,562	94,562	150,000	94,562	97,510	98,710	89,110	98,710	201,900
	健康保険料/国民年金	32,000	32,000					57,700	53,000	53,000	53,000	53,000	53,000
	活動費/調査研究費		15,000	15,120	10,000	56,160	7,200	13,060	9,340		28,240	15,200	37,520
	会報/機関紙発行						103,390					117,175	
	事務用品/備品消耗品	468	378	42	4,718	7,413			1,698	2,670	111,191	3,465	
	通信費/組織活動費		27,500	2,500	20,000	44,590			5,890	50,000		77,490	
	人件費	12,500	12,500	16,000	32,000	34,000		8,000	15,500	18,500	12,000	25,000	
	生活給	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	生活給(期)						500,000						500,000
	支出計	389,530	431,940	378,224	411,280	486,725	1,010,590	423,322	432,938	472,880	543,541	640,040	1,042,420
	繰 金 積立	110,470	68,060	121,776	88,720	13,275	589,410	76,678	67,062	67,062	-43,541	-140,040	757,580

※議院はこの報酬以外に、政務調査費といって、視察旅費や書籍・資料購入、調査費等に使える予算が一人45万円を限度に所属会派に支給されます。

ミニ集会を
持ちたいと思います。
4.5人でもいいので
呼んで下さいね。
日頃思っている事を
どんな事でも結構です。
気軽にお話して
下さいね。



今後の予定

- 6月17日 市政報告会
憲法改正問題について座談会を持つ
予定です
- 9月
就学問題で経験者や識者をお呼びして、
話し合いを持つ予定です
- 10月
バスにて国会等見学を予定しています
- 11月 市政報告会

平和憲法改正案、教育基本法への愛国心のもりこみ、国民保護法、共謀罪、なんだか戦前のようにきな臭くなってきました。国民保護法は既に国の決定を受けて、富士市でも国民保護計画を作ることになっています。保護の名の下に、統制ができるのです。保護計画策定委員は、自衛隊、市長、消防等、定められており、民間の意見は入りません。無関心が一番怖いのです。身の回りにある情報に関心を持って考えてみてください。

ご意見・
ご要望は
こちらまで

小澤映子後援会事務所

〒417-0001 富士市今泉5-6-45
TEL・FAX 0545-52-5299
メール eiko@tx.thn.ne.jp
URL <http://web.thn.jp/ozawa/>